

車両の通行の制限について（昭和53年12月1日 建設省道交発第96号 各地方建設局長、都道府県知事、指定市長、  
関係公団総裁、理事長あて道路局長通達）（抜粋）  
最近改正 平成20年10月1日国道交第45号

改 正 後	改 正 前
<p>第2 個別的事項</p> <p>(4) 法第47条の2第1項関係</p> <p>2 特殊な車両の通行の許可の期間については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 道路運送法による旅客自動車運送事業の用に供する車両で路線を定めるものにあつては<u>2年の期間</u>について包括して1件の許可として取り扱うこと。</p> <p>(2) 道路運送法による自動車運送事業用車両で路線を定めない車両（ただし、貨物自動車運送事業法による貨物軽自動車運送事業の用に供するものを除く。）又は<u>貨物利用運送事業法による第二種貨物利用運送事業の用に供する車両</u>にあつてはその通行することが予定される道路について、自動車運送事業用車両及び<u>第二種貨物利用運送事業の用に供する車両</u>以外の特殊な車両で通行経路が一定し当該経路を反覆継続して通行するものにあつては当該経路について、<u>2年以内の期間</u>について包括して1件の許可として取り扱うこと。ただし、別表に掲げる数値のいずれかを超える諸元の車両にあつては、包括して1件の許可として取り扱う期間を<u>1年以内</u>とする。</p> <p><u>附 則（平成21年4月30日国道交第8号）</u> <u>この通達の改正後の記第2の(4)の2は、平成21年5月21日から適用する。</u></p>	<p>第2 個別的事項</p> <p>(4) 法第47条の2第1項関係</p> <p>2 特殊な車両の通行の許可の期間については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 道路運送法による旅客自動車運送事業の用に供する車両で路線を定めるものにあつては<u>1年の期間</u>について包括して1件の許可として取り扱うこと。</p> <p>(2) 道路運送法による自動車運送事業用車両で路線を定めない車両（ただし、貨物自動車運送事業法による貨物軽自動車運送事業の用に供するものを除く。）又は<u>貨物運送取扱事業法による第二種利用運送事業の用に供する車両</u>にあつてはその通行することが予定される道路について、自動車運送事業用車両及び<u>第二種利用運送事業用車両</u>以外の特殊な車両で通行経路が一定し当該経路を反覆継続して通行するものにあつては当該経路について、<u>1年以内の期間</u>について包括して1件の許可として取り扱うこと。ただし、別表に掲げる数値のいずれかを超える諸元の車両にあつては、包括して1件の許可として取り扱う期間を<u>6カ月以内</u>とする。</p>